

# 平成26年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成26年11月27日（木）午後2時00分より、平成26年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を第2学校給食センターに招集した。

## 1. 出席議員 6名

1番	印南修太	2番	鈴木拓也
3番	齋藤成宏	4番	西川美佐保
5番	青山晋	6番	近藤浩

## 2. 欠席議員 0名

## 3. 出席者

管理者	並木心	副管理者	石塚幸右衛門
会計管理者	小林健朗	教育長	桜沢修
監査委員	川邊慶之助		
事務局長	江上美恵子	給食課長	桶田潔
庶務係長	数野貢一	管理給食係長	橋本正志
庶務係	瀧島淳介		

## 4. 本日の日程は、次のとおりである。

### 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 認定第1号 平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第8号 羽村・瑞穂地区学校給食組合公告式条例
- 日程第6 議案第9号 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第11号 平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について

開会時刻 午後2時00分

○議長（近藤 浩） 皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から挨拶がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成26年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろより当組合の運営につきましても、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

去る10月16日には、当組合の平成25年度決算審査を開催し、齋藤監査員、そして川邊監査委員による厳正なるご審査をいただき、誠にありがとうございます。後ほど監査報告につきましてお伺いを申し上げます。

さて、組合事情の状況でございますけれども、年度当初より順調に進捗しておりますけれども、さらなる衛生管理を徹底するため、第一センターにおいては、洗浄機等の調理機器の交換や、第二センターにおいては、高架水槽の交換工事等を実施し、安全で安心な給食の提供に努めております。

また、栄養士のうち1名を栄養教諭として配置し、栄養教諭の持つ専門性を生かしつつ、両市町の食育推進を図っているところであります。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加え、食材の安定性の確保、地場産業の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められておりますので、今後もさらに良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

なお、本日、ご提案を申し上げます案件につきましては、平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合組合歳入歳出決算の認定についてなど5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤 浩） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第64条の規定に基づき、1番 印南修太議員、2番 鈴木拓也議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、「一般質問」を行います。

なお、本議会の議場については登壇すべき演壇がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので発言を許します。

1番印南修太議員。

○1番(印南修太) では、通告に従いまして1項目の質問をいたします。

1、給食食材の高騰について。

給食食材の価格は上昇傾向にあるようだが、当センターでは平成10年度から給食費を同額で運用しています。今後も、子どもたちにとって、より充実した給食を提供していただきたく、以下質問をいたします。

1、平成10年度から平成25年度までに食材費は1食分で平均何%上昇したか、また、その金額は幾らか。

2、今後の食材料の高騰に対しての施策はどのように考えているか。

以上、質問を終わります。

○議長(近藤 浩) 桜沢教育長。

○教育長(桜沢 修) それでは、1番印南修太議員のご質問にお答えします。

ご質問の1項目め、給食食材の高騰についての1点目、平成10年度から平成25年度までに食材費は1食分で平均何%上昇したか、また、金額は幾らかについてですが、食材費については、平成10年度から平成25年度までの間、小学校は月額3,550円、中学校は月額4,200円の同額としてまいりましたことから、1食分の食材費の上昇率は算出しておりません。

そして、使用頻度の高い食材の購入費の変化について、データがあります平成17年度から平成25年度について、平成17年度を基準に平成25年度の食材費の状況について申し上げます。

食パンが12.6%、牛乳が15.3%、油が22.1%、砂糖が24.8%、鶏卵が35.4%などの上昇率となっております。

次に、2点目、今後の食材料の高騰に対しての施策はどのように考えているかについてですが、給食食材料の価格については、市場価格より安価であるものの、天候のほか、肥料や飼料、運搬費等の値上がりなど自然や社会経済状況と密接に関係して変動しております。平成10年度以降も幾度となくこうした影響を受けてまいりましたが、その都度、献立の工夫や調整を行い、保護者に負担を求めることなく運営してまいりました。食材料費については、学校給食法により保護者に負担をお願いすることが原則であります。給食組合といたしましては、これまでと同様に献立の工夫や食材の見直しなど最大限の努力を払い、安全で安心な給食を提供してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 印南修太議員。

○1 番（印南修太） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、初めに、今、パンが12.5%ですとか、鶏卵ですと30%以上、食材費は高騰しているということですが、実際に、その仕入価格で1食分をつくるとしたら、1食分が幾らになるのかという計算もできないということでしょうか。ちょっとよくわからなかったのです。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 1食当たりでございますが、なかなかつくるときには1食当たりの価格が決まっておりますので、その中である程度材料を多く使ったり、少なく使ったり、それから、高い場合にはほかの材料を使いますので、なかなか1食当たりでどのくらい上がっているかというふうなご質問されると、出しにくいなというふうに思っています。

そこで、あくまでもシミュレーションなんですけど、カレーライス为例にとりまして、こここのところの変化を見てみました。そうしますと、平成17年度ですと、1食当たり、小学校のカレーライス、それから、副菜に野菜とウインナーのソテー、それから、デザートは冷凍みかん、それに牛乳がつくという1食当たりの形で計算いたしました。そして、小学校のほうですと、平成17年度ですと、消費税を入れまして1食当たり201.75円くらいできていました。同じものを平成20年度でつくりますと191.35円。平成23年度になりますと204.27円、ところが平成26年度、今年度ですね、計算してみますと243.78円ということです。

そして、中学校のほうになりますと、平成17年度は約240円だったものが、やはり平成26年度になりますと290円くらいまで上がっているということで、単純に考えますと、食材が平成23年過ぎぐらいから少し上昇傾向にあるということはわかってまいりました。

率ということですが、これを計算しますと、単純に出しますと2割程度になっております。給食1食当たり平均ですので、平均よりも少し少なめで給食ができていたときもあるし、それから、ちょっと高めるときもございますので、そういうあたりで平均で今いただいている金額の中で工夫してつくっているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 印南議員。

○1 番（印南修太） ありがとうございます。

平均で2割ぐらい上昇しているという、先ほどの主要の食材、一番使われる食材で大体1割、2割、3割ということなので、平均すると2割ぐらい上昇しているのかなというふうに、わかりました。

先日、11月16日に、たまたま新聞に全国平均と東京都の平均を、給食費の1食平均200円台という記事がありまして、それを見ると、全国平均で小学校が240円、東京都は225円から254円、羽村の場合217円、中学

校は250円、全国平均は281円、いずれも羽村市は低く、利用者にとっては利用しやすい、保護者などには喜ばれる金額になっていると思うんですけども、実際に今、センター長からのご説明で、平成23年度から食材が現実的に上昇している。これ給食に限らず一般社会全般にそういうことになっていると思います。

私がお伺いしたいのは、その差額分を学校給食法で給食の食材費は保護者の負担の給食費を充てるというふうになっていきますけれども、実際、食材費は上がっている。でも、給食費はそのままということで、その差額を自助努力で都合されているというお話ですけども、それは今後も可能なかどうか、その部分をお伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○1 番（印南修太） 先ほども教育長のほうから答弁させていただきましたように、やはり最終的には給食費の中の食材料費の部分、そちらは保護者負担ということになっております。この先、どうしてもこのまま上がってきたりとか、いろんな事情があった場合には、やはりそれは保護者負担をお願いするような形になるのが一般的だというふうに考えております。

ただ、その中で、やはり据え置いたというよりは、私たち給食センター側の努力が必要だと思っております。給食センターは、今、7,500食ぐらい全体でつくっておりますので、やはりそういう大量の食材を大量に購入できるというメリットもあります。それと、やはりいろんなまだまだいろいろ工夫できる部分もありましたので、ここでいろいろな牛乳の問題とか、そういうものをいろいろ見直しをしたりいたしまして、それで努力をしております。

ですから、食材が上がったからイコール給食費が値上げだというふうな形にすぐに持っていくよりは、やはりいろいろな検討とかいろいろな努力をした結果として、で、保護者の皆さんがわかってくださるようでしたら、それは最終的には値上げという選択肢になっていくのだろうというふうに想定はしております。

以上です。

○議長（近藤 浩） 印南議員。

○1 番（印南修太） わかりました。

カップラーメンも値上げをされましたし、全体的にそういう一般社会で通例となっていると思います。適正なサービスには適正な価格というものがあって、やっぱり牛丼の値段でステーキは食べられないと思いますので、今、通知をいただきましたけれども、給食費の適正なあり方、審議中ということでございますので、今後も子どもたちにとって充実した給食を提供していただきたくお願いをさせていただきます。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） それでは、質問の通告の2人目の発言を許します。4番西川美佐保議員。

○4 番（西川美佐保） こんにちは。通告に従いまして1項目の一般質問を行

わせていただきます。

学校給食でのタイムラインの考え方の導入についてでございます。

近年の気候変動等の影響とみられる異常気象、台風や豪雨災害が頻発し、甚大な被害となっております。そうした中で被害をあらかじめ最小限に抑えるために、時間軸に沿って、いつ、誰が、どのように、何をするかということをおあらかじめ整理し、既に米国で導入されているタイムラインは、避難勧告を出すタイミングに迷うことなく、被害を最小限に抑える効果に評価されております。学校給食でも、学校との連携で災害などの状況から給食を中止にするタイミングがよければ、食材の無駄を最小限に食い止めることが可能と考え、以下質問をいたします。

(1) 学校給食センターでの、災害による学校休校による食材の無駄はあったのでしょうか。

(2) 学校と連携したタイムラインの考え方を導入してはどうか、お尋ねします。

(3) 今後の課題はどのように考えておられるのか伺います。

以上です。

○議長（近藤 浩） 桜沢教育長。

○教育長（桜沢 修） 4番西川美佐保議員のご質問にお答えします。

ご質問の1項目め、学校給食でのタイムラインの考え方の導入についての1点目、学校給食センターでの、災害による学校休校による食材の無駄はあったかについてですが、台風などの災害による小・中学校の臨時休業が決定した場合は、両市町の教育委員会から組合教育委員会に連絡をいただくことになっておりますので、それを受けて食材納入業者に食材の取消しを行っております。

本年10月の台風18号の直撃が予想された時には、両市町の教育委員会が早期に臨時休業を決断、決定したことから、直ちに食材の取消しを行い、生いか、もやし、チンゲン菜等を除くほとんどの食材の納品を取り消すことができました。また、牛乳については、昨年度から各学校の冷蔵庫で施錠の上、保管していただき、翌日に飲用できるように変更しております。

次に、2点目、学校と連携したタイムラインの考え方を導入してはどうかについてですが、台風の接近時には、これまでも臨時休業となることを想定して、あらかじめそれぞれの納入業者と調整しておりましたが、さらに今年度からは、使用する予定の食材、納入業者、取消し可能な最終時刻等を一覧表にまとめ、臨時休業の連絡に迅速に対応できるよう手順を整備しております。

次に、3点目、今後の課題をどのように考えているのか伺うについてですが、食材の取消しについては、食材納入業者等との密接な連絡体制のもと可能な限り実施しておりますが、生鮮食料などの食材において、取消しが困難なものがあり、その対応が課題であると考えております。

今後も、臨時休業に備えた事前の準備を行い、食材の無駄を最小限にとどめるための努力をまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 4番西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。

それでは、再質問を行わせていただきます。

災害は、いつ、どのような形でやって来るのか、そのときの状況というのは千差万別で、予測が不可能なことも多いと思うんですが、学校を休校にするとか、また、給食を行って午後からの学校登校にするなどと、その設定程度は非常に難しいと思います。その中にタイムラインの考え方は、今年から導入をされているということでしたけれども、これまでそれが導入される前というのは、大体主に何時前が多かったのかを伺います。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○事務局長（江上美恵子） その前ですと、大体2、3日前からは気象庁のほうはつかんでいたんですが、学校の休業の決定が当日の朝の9時というようなことが多かったと思います。羽村市と瑞穂町、また違ったりするんですけども、両方が出そろったところで、大体台風が来る当日の6時前に職員が出勤いたしまして、そここのところで食材を止められるのは止めるというようなことで以前は対応しておりました。

以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） 一番遅くて当日の朝の6時の段階で、これまでは中止にするかどうかとかそういったことを決められていたということでしょうか。

なので、これまでも食材の無駄というのはそれほどなかったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 食材に関しましては、その当日6時の時点で多分業者に連絡をいたしまして、それでその時点で止められたとしましても、やはり廃棄の、もう全てほとんど業者の手元でございますので、廃棄というような形になっておりました。

そういうところで、今年度よりは、こういう形で始めるよりは無駄が多かったということでございます。

それと、牛乳に関しましても、やはり同じように2日前までに連絡をしないと止まらないんですね。ですので、その関係で廃棄処理というふうになっておりました。今年度からは、学校の協力をいただきまして、施設の上、次の日に飲用していただくというような方式に変えまして、それに関しましても、無駄というのは省けてきたというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。

冷蔵庫で保管ができるようになって、無駄が省けるようになったということはすばらしいことだと思います。そのことが変わったことによりまして、通常の場合の牛乳は今までどおり12時までに飲まなかった場合は、回収されて捨

てられるということは、改善はされなかったんでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 牛乳に関しましては、10度以下で保管すること。

それから、一度常温に出したものについては提供しないようにということで、提供しないというのが、衛生管理基準のほうからルール化されておりますので、常温に出してしまって12時までには飲まなかったものというものに関しては、廃棄処分の対象とさせていただいております。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） 通常の場合は冷蔵庫に保管をされていると思いますので、その場合、いったん出さなかったものに関しては可能なのかなと思いますので、今後もそこら辺も改善を図っていただきまして、少しでも捨てる量を少なくしていただくような検討をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 学校のほうとよく調整をさせていただきます。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） 先ほど、中止が間に合わなくて届いた食材に関しては捨てられているってことでしたけれども、その費用に関しましては、全体の中に含まれているということで、特に負担が増えるということではなかったんでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 給食費としての負担は、増えるということはありません。

（「キャンセル料というのは有料か、無料か」と呼ぶ者あり）

キャンセル料と言いますと。

給食の場合は、今現在、3日間、食すべき日から3日前までに連絡をいただく。連絡があった場合は、その場合は返金対象となってくるんですけども。すみません、5日間です。失礼しました。5日間に関しましては、もう食材等を発注しちゃっていますので止められませんので、5日前までの場合にはキャンセルということになります。それよりも直前になりますと、その分につきましては、給食費はいただくというのは、台風の場合でも、それから、インフルエンザなどの場合でも、全て学校の間で決められておりますので、台風の場合には、もう食材、入ってきている部分もありますので、児童・生徒に返金ということはない形になります。

以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） ありがとうございます。

児童・生徒の負担、保護者の負担というのはないと思いますけれども、その食材に関して、5日前にキャンセルしなければ金額が損害額が発生するというところでよろしいんでしょうか。



例えば、緊急に台風が、例えば、何日後に東京にやってくるという予測があった場合に、何日前にその予定を変更すれば、そういったマイナスというか、キャンセル料が発生しないのか、そのことをお伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 食材によっていろいろ違うと思います。乾物などの例から生ものまでいろいろなものがありますので、それを全て廃棄ゼロという、お金がかからないようにということは難しいと思います。

それとあと、台風が来る場合にも、なかなか最終的に学校側のほうが、まずは子どもたちの安全を考え、それを判断した段階で通常通りなのか、休校なのか、遅らせてやるのかという結論になると思います。そここのところで、やはり私たちも最大限、食材を捨てないように、無駄のないように、翌日以降使えるものは使っていくなどしていろんな工夫をしながら、できるだけゼロに近づけたいということで、今いろんな努力はしているつもりでございますが、なかなか食材を、台風の進路に合わせて、じゃあ、何日前からそれで準備をしてということとは、ちょっと困難だというふうに考えています。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4 番（西川美佐保） では、お伺いします。献立に関して、いつごろから献立を決められるのかということをお伺いします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 献立でございますが、前月の前の月に決定をいたしまして、内部で決定をいたします。それを実際に提供する月の最初に1日、2日ぐらいのところ、学校の給食担当の先生に集まってお伺いいただきまして、細部の確認をいたしまして、そこで決定をしていくという形になりますので、前月には大体決まっているという状態です。

以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4 番（西川美佐保） 例えばですけれども、緊急に給食が中止になった場合なんですけれども、例えば、献立を順延する、1日ずらしていく。万が一給食が中止になったときのみということで、緊急措置で1日順延をするということ、事前に関係者にそういうことを了解を得ていれば、そういったことが可能となれば、その食材の無駄というのが発生しないのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 給食の献立は、1か月前につくってしまうと同時に、アレルギー関係のチェック表を全部つくりまして、それで保護者周知をしております。それを順延とかということで、もし万が一事故につながる可能性も考えられますので、やはり給食を1日順延ということはできないというのが、今の考え方です。

以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4 番（西川美佐保） アレルギー対応で順延できない、具体的にどういった場合にアレルギーにどのように対応できないのかについていうところをお伺いします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 献立表というのは一つの約束事だと思うんですね。この日にこれを出すので、ただ、アレルギーのある方は補食を持ってきたりとかいろんなことをやっていらっしゃると思います。やはりそれを順延していくと、もし、その連絡ができなかったりした場合は、事故の確率としては高くなってくるので、ですので、献立は変えないというのを、どこの給食センターもやはり同じにしていると思います。

特に羽村・瑞穂の場合には7, 000人からのお子さんたちが食べていますので、その全員に1日順延だということを周知徹底するということは、なかなか学校側を含めて、保護者も含めて難しいことだと思っております。

ですので、やはり基本的な献立に関しては、それを順延させていくということはないというルールでしております。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4 番（西川美佐保） どうしたらできるかっていう、間違いがなくそういうことができるかっていうことを、今後準備していただくことも大切なのかなって思いますので、それがどうしても協議した上でそれが不可能であれば、それは仕方がないと思いますけれども、ぜひそこら辺も研究していただいて、急な災害にも事前の取り決めによって少しでも食材をスムーズに無駄にしないというそういう取組が進みますことを願ひまして、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） それでは、質問の通告の3人目の発言を許します。2番 鈴木拓也議員。

○2 番（鈴木拓也） 1項目、一般質問を行います。給食費の引き上げについて問うです。

現在、給食センター運営審議会で給食費の改定について議論が続けられています。その内容などを伺ってまいります。

1、運営審議会での審議状況はどうなっているか。

2、当組合給食の栄養摂取状況は、他市や学校給食摂取基準と比べてどうなっているか。

3、給食費の改定について、保護者からの意見聴取、保護者への説明はどのように進められているか。

4、羽村市、瑞穂町での就学援助制度の状況は、制度面、受給状況の推移などの点でどうなっているか。

5、組合としては、どのくらい給食費を引き上げたいと考えているのか。

6、運営審議会からの答申、それに基づく改定などのスケジュールはどう考えているのか。

7、改定の決定権は誰が持っているのか。給食組合議会が決定するようにす

べきではないか。

8、給食費への公的負担を行うことを検討すべきではないか。

以上です。

○議長（近藤 浩） 桜沢教育長。

○教育長（桜沢 修） 2番鈴木拓也議員のご質問にお答えします。

ご質問の1項目め、「給食費の引き上げについて問う」の1点目、運営審議会での審議状況はどうなっているかについてですが、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会につきましては、6月に第1回目を開催し、審議会委員を委嘱し、組合教育委員会から「給食費の適正なあり方について」の諮問を行いました。その後、現在までに4回の会議を開催しております。

次に、2点目、当組合給食の栄養摂取状況は、他市や学校給食摂取基準と比べてどうなっているかについてですが、給食の提供に当たっては、「国の学校給食実施基準に示されたエネルギー、たんぱく質、カルシウム等の摂取量に近づくよう配慮して献立を作成すること」とされており、この基準の適用に当たっては、「健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等を十分配慮し、弾力的に運用する」こととされておりますので、この基準に基づき給食の提供を行っております。他の自治体におきましても、同様であります。

次に、3点目、給食費の改定について、保護者からの意見聴取、保護者への説明はどのように進められているかについてですが、1点目でもお答えいたしましたとおり、現在は、運営審議会に対して給食費の適正なあり方について諮問し、審議をされているところであります。

次に、4点目、羽村市、瑞穂町での就学援助制度の状況はどうなっているかについてですが、就学援助費は、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、必要な経費を市町村が交付するものです。事務については、羽村市及び瑞穂町の教育委員会が担当しており、給食費に対する就学援助の状況につきましては、平成25年度で申し上げますと、羽村市は737人、金額としては2,897万770円、瑞穂町は559人、2,150万1,825円となっております。

次に、5点目、組合として、どのぐらい給食費を引き上げたいと考えているのかについてですが、現在、教育委員会としては、給食費の適正なあり方について運営審議会に諮問し、さまざまな観点から議論していただいているところであり、今後、その答申をもって検討していくこととしております。

次に、6点目、運営審議会からの答申、それに基づく改定などのスケジュールはどう考えているのかについてですが、答申の時期については明示せずに運営審議会に諮問をしておりますので、その審議の状況により答申の時期も見えてくるものと考えております。

次に、7点目、改定の決定権は誰が持っているのか。給食組合議会が決定するようにすべきではないかについてですが、給食費の額につきましては、組合教育委員会で決定し、規則において定めております。給食の食材費については、学校給食法において保護者の負担であることが明記されていることから、副教

材費や修学旅行積立金などと同じ学校徴収金の一つでありますので、私費会計として管理することが妥当であり、議会において決定するものではないと考えております。

次に、8点目、給食費への公的負担を行うことを検討すべきではないかについてですが、給食費の公的負担については、両市町の教育委員会において、所得の低い家庭に対し就学援助費による給食費の実費交付も行われておりますので、実施する考えはありません。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 2番鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 答弁ありがとうございました。再質問を行います。

私の基本的な考え方は、やはり適切な給食を子どもたちに提供するのが大事ですから、値上げは絶対だめだと言うつもりは全くないんですけども、やはり保護者に、上げる場合は新たな負担をお願いすることになるわけですから、しっかり説明をする、意見を聞く。その上で合意的なやり方をしなければいけないというふうに考えております。そういう立場から質問をしていきます。

まず、1番目の審議会の審議状況なんですけれども、4回やられたということで、その内容がどういうものかをお教えてください。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 本年6月に運営審議会に諮問いたしまして、給食費の適正なあり方ということになっております。その中で、今、審議中でございますので、その細かい内容にお答えすることはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、適正なことですので、今、いろいろな意見が出ておまして、給食の献立とか内容の問題ですね、それから、給食費のことも出ておりますし、いろいろな観点から、さまざまな観点から、今、運営審議会の委員さんにご審議いただいているところでございます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 内容は秘密ということだったんでしょうか。

事務局のほうでおそらく会議は基本的な組立てをされているんじゃないかと思うんですけども、4回の会議で、例えば、レジュメみたいなものがあれば、その項目を何してとか、秘密の会議ではおそくないんでしょうから、端的で構いませんのでどういう内容を審議しているのかをお教えてください。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） レジュメというと、本当に適正なあり方としか出していないものですから、その中の意見集約といたしましては、出ているものの意見ですね、意見としましては、献立に関するものが多いと思います。やはり献立内容でパンにジャムとか、ふりかけなんかをつけてほしいという意見とか、それとか、野菜をたくさん出してほしい、生のサラダもという意見もございました。それから、地場産の食材を使ってほしい。あと、味付けなどについても、薄味だという意見もありますし、ちょうどよいという意見なんかもございます。

それから、食の安全性については、しっかりと維持をしていただきたい。国産の物なんかをきちっと使っていただきたいという話もあります。

それから、あとは、残菜ゼロへの取組などをしてほしいとかということで、かなりいろいろなさまざまなご意見が審議されているというところです。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2 番（鈴木拓也） 何となくわかりました。

そういう内容は、保護者にしっかりお伝えする必要があると思うんですけども、どういうふうにされていこうとしているのかをお聞きします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 運営審議会のほうで今、議論していただいています、それが今後、まとまってくると考えております。そうしましたら、保護者の方々にも給食だよりとかいろいろな形でお知らせしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2 番（鈴木拓也） なかなか給食の事務局の方も人数多くないので、余り手間のかかる仕事もできないかなと思うんですけども、やはり答申出すプロセスもしっかり保護者に見えませんか、それはやっぱりまずいんじゃないかと思うんですね。例えば、羽村市のほうでもいろんな審議会の議事録ってホームページで見れるようになっていきますけれども、要点式とかいろいろ伝え方ありますけれども、そういうことも必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今、PTAの会長さんを中心にいろいろなところでお話しいただいて、その話がかなり、いろいろご審議いただいているただいまのような内容でございますが、どこからどこってお知らせできるように調整していきたいと思えます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2 番（鈴木拓也） よろしくお願ひします。

それから、2 番目に移りますけれども、私もPTAの役員をしていますので、三中の運営委員会ってたまにあるんですよ、PTAの。そこでその審議会に出た資料のコピーをいただきました。

ちょっといつの範囲かわからないんですけども、資料2 とついていまして、平成25年度学校給食摂取状況（他市比較）っていうところがありまして、小学校、中学校に関してエネルギーとタンパク質に関して自治体の比較、あるいは国が示している学校給食摂取基準との比較という表があるんですね。

例えば、小学校に関しては、エネルギーの平均は、羽村・瑞穂は630.3 キロカロリーです。例えば、立川は647.6、武蔵野市が638.1とか、

ほかの自治体のほうがエネルギーが高いんだっていうそういう表なんですね。タンパク質も同様に、羽村・瑞穂地区の給食は25.3グラムなんだけれども、武蔵野市は26.2グラム、青梅市は26.2グラム、やはり羽村・瑞穂の場合、たんぱく質も摂取状況が低いと。

それから、学校給食摂取基準が、エネルギーに関しては、8～9才、だから2年生か3年生かな、その基準はエネルギーが640.0キロカロリー、たんぱく質が24.0グラム、これに比べても、基準に比べても羽村・瑞穂地区は低いという表が出ているんですね。

先ほどの答弁ですと、この学校給食実施基準に従ってつくっていると言うんですけれども、その審議会に出てくる表を見ますと、羽村・瑞穂はエネルギーもタンパク質もどうやら低い状況になっていると。私が説明受けたのは、これどうしてかという、給食費が安いからエネルギーもタンパク質も低いんですという説明受けたんですよ。びっくりしまして、何か値段と栄養の量というのは比例する部分もあるんだろうけど、単純にそう言えませんよね。低カロリーの高品質食品っていっぱい売っていますしね。

給食費、安いながらもやっぱり工夫してエネルギーの摂取基準に近づけるっていうのが大事でしょう。何かそのことがやられていないのかなってどうしても思ったんですよ。ちょっと説明をお願いします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 鈴木議員がお持ちの資料は、運営審議会のほうから求められまして、他市はどうかというご質問にお答えしましてつくったものです。

まず、学校給食摂取基準というのがありまして、これにつきましては、国が全国の平均をもとにいたしまして、エネルギー、タンパク質、その他のカルシウム、全てのものについて出しているんですけれども、その中のエネルギーとタンパク質につきまして、国が出している平均値、それをここに載せたもので、小学校では1日、給食では640カロリー、タンパク質が24グラムというのを一つの基準として示しております。これはそこに近づけるようにというような国の説明です。

ですから、これを超えないと低いとか、これを超えたから高いとか、羽村・瑞穂は超えていないから低いとか、そういうふうに比較するものではないということ、会議の中ではご説明したんですが、なかなかそこがうまく伝わっていないのかなというところはちょっと感じました。

ですので、640カロリーを中心とした帯のようなものを考えていただいて、そのある一定のラインの中に入ってくるように毎回の給食を工夫をしてくださいというのが国側の設定の仕方です。それに基づきまして、私たちもつくっております。

これについて、630カロリーにつきましては、栄養士とも話したんですけれども、特にそれが低くて課題だとかというようなことではないですし、たんぱく質につきましても、25.3グラムというふうになっておりまして、基準

は24グラムですので、そのちょっと上ぐらいということですので、大体その基準に近い帯の中に入っているということで、ある程度妥当なことだろうということ考えております。

説明としては、以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 学校給食摂取基準というのを見ますと、年齢によって値がもちろん変わってくるわけですね。タンパク質のほうは、例えば、8～9歳の児童の場合は、24グラムというのが真ん中の値、範囲として18～32、バンドが設定されているんですね。その中に入っていればいだろうと。エネルギーのほうはそういうバンドの設定はなくて、640って数値だけになる。今、先ほど紹介した資料を見ますと、そのバンドに入っているんだと言うんですけれども、これは平均値でしょうから、例えば、エネルギーはやっぱり10キロカロリーほど学校給食摂取基準より小学校の場合は低い。それから、中学校の場合は40キロカロリーほど低いとなっていますね。これは給食費が高い安いにかかわらず、そんな大きな差じゃないから大丈夫なんだという説明だったと思うんですけれども、やはりここに到達させるということが必要なんじゃないかなって感じたんですけど、そこはちょっと専門家でないんでわからないんですけれども、平均で低いままでいいものなのか、やはり到達したほうがいいのか、あるいは超えたほうがいいのか、ちょっとそこをどういうふうにお考えなのか確認しておきたいと思います。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 国が示している基準ですので、あまり乖離するのはよろしくないだろうというふうに思っております。ただ、他市と比較するものではないとも思っています、例えば、武蔵野市なんかは、国の基準とは違う独自の基準を持っています、かなり高い値でやっているというのが出ております。ですので、必ずしも羽村・瑞穂がこれに達していないから、じゃあ、これに近づけるために、そのために、だから給食費を上げるんだっていうふうに、全てがイコールにはならないというふうに考えております。ですので、このあたりのこともやはり運営審議会のほうでご審議いただく内容だとは思っております。

それと毎年、これは、25年度なんですけど、やはり年々、年によっても違ってきておりますので、そういう動きを見ながらエネルギーなりを上げていくとすれば、それは多少なり食材の見直しもかかってまいりますので、やはり適正な給食を提供していくという上で、これ以上どうしても食材などが厳しいというようなことが総合的ないろんな見地から見て出てくるようでしたら、そのときはやはりいろいろ給食費にしても検討になるのかもしれませんが、今のところは、これが、例えば、中学校の820カロリーが780カロリーだからという、このカロリーだけをとってすごい羽村・瑞穂は低過ぎるんだというようなふうには、栄養士のほうと話したんですけども、捉えているという状況ではないということです。

以上です。

- 議長（近藤 浩） 鈴木議員。
- 2 番（鈴木拓也） 学校給食摂取基準やエネルギー、タンパク質のほかにも脂質、ナトリウム、カルシウム、鉄、ビタミンA、ビタミンB1、B2、C、食物繊維等が基準値と出ているんですけれども、ちょっと量が多いのであれですけれども、ほかのものはどういう状況になっているのか、端的にお教えてください。
- 議長（近藤 浩） 事務局長。
- 事務局長（江上美恵子） 手元に細かい資料がなくて申し訳ないんですが、これの基準が、栄養士のほうはこれが全て計算できるような献立システムを使っておりまして、その中で全ての必要なものを入れるということで計算しております。ですので、同じように近づけるなり満たすというような形で計算をしていると考えています。

以上です。

- 議長（近藤 浩） 鈴木議員。
- 2 番（鈴木拓也） はい、わかりました。  
確認しますけれども、給食費が他市と比べて安いからエネルギーが基準よりも低いんだ、他市よりも低いんだということはないわけですね、確認します。
- 議長（近藤 浩） 事務局長。
- 事務局長（江上美恵子） はい、ありません。
- 議長（近藤 浩） 鈴木議員。
- 2 番（鈴木拓也） ただ、やっぱりそういう話が広まっちゃっているんです、実は、これは。こういう表つくりますと、完全にそういう話になるんですよ。ほかよりも羽村が低いというふうになっているんですから、他市と比較してね。だから、これ、審議会が求めたのかもしれないけれども、ちゃんとやっぱりそこは科学的に正確的にいきませんと、安いからエネルギー足りないっていうんじゃないか、ねえ。足りないんじゃないかと言われちゃいます、給食組合も。やっぱり誤解を招くと思うので、ぜひ次の審議会では、もう一度それよく確認していただいて、そういう説明をやっぱりしちゃうと話が変な話になってしまいますから、そうならないようお願いしておきます。

では、次にいきます。

保護者からの意見聴取、保護者への説明ということで、私、同じ三中のPTAで聞いたんですけども、ぜひ給食組合に皆さんで視察に行きましょうというお話を一生懸命されていて、給食組合がどういう仕事をされて、どんなに工夫をされて、努力をされて給食を提供しているのかということ、ぜひ多くの保護者の方に知ってもらおうというそういうキャンペーンを張っているのかなと思ひまして、これはとても大事ななというふうに思いました。

ただ、この改定につきましては、とても大事なことで、今、審議会が審議中ということですから、どういう話になるかわからないので、なかなかそれ説明しにくいというのはわかるんですけれども、先ほど印南議員の質疑でもあ



りましたけれども、材料費が高騰していて大変苦しくなっている。それから、私もたまに給食組合に来ることがあるんですけども、例えば、パンにしても、今は普通のパンなんですよね。レーズンが入ったパンに本当はしたいんですけども、みたいな話も聞くわけですよね。ぜひそういう状況は保護者にしっかり発信して、わかってもらうということが、今後、税金が、先延ばしになりましたけれども、上がってくるということになれば、税金分は少なくともその時には上げなきゃということになるでしょうしね。

この組合の前の議会の議会だったと思うんですけども、増税以外に本当を言えば、引き上げをして、もっと食材をいいものにしたんだという話も組合のほうから伺っていました。そういう際に納得はなかなかしてもらえないんじゃないかというふうに思うんですけども。

私からの提案は、先ほど審議会の審議のプロセスをしっかりと保護者に伝えるということと同時に、答申が出た後にぜひパブリックコメントを行って、その答申に対してどう考えるかっていう保護者の意見を聴取すべきじゃないかというふうに提案をしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今のところ、パブリックコメントはちょっと考えておりませんでした。そちらについては、また検討させていただきます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2 番（鈴木拓也） 次に、4番なんですけれども、就学援助の状況をお聞きしたのは、やはり給食費の改定を考える際に、保護者の生活状況というのもよく踏まえる必要があるという趣旨でお聞きをしました。

先ほどのご答弁で、子どもの人数かな、わかったんですけども、推移という点ではどう変化しているかっていうのはつかんでいらっしゃいますか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 就学援助を受けているお子さんの人数につきましては、羽村市と瑞穂町の事務報告書のほうから確認させていただいているんですが、このところ、この3年間でちょっとお話をさせていただきますと、羽村市が23年度が818人で3,241万253円、24年度は770人で3,030万360円、25年度は、先ほど申し上げたとおりです。瑞穂町は23年度が576人、2,253万6,414円、24年度が574人で2,208万7,469円ということで、金額的には少し上がり気味かなというところですね。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2 番（鈴木拓也） わかりました。

やがてどこかのタイミングで判断ということが来るんでしょうから、ぜひ保護者の暮らしの状況をよく踏まえてお考えいただきたいと。15か月連続、実質賃金が下落している厳しい経済状況にあるということもありますので、それ

をもう1回お願いいたします。

それから、6番目のスケジュールなんですけれども、総理大臣の表明によって増税が1年半延期ということになりました。このことがどういうふうな影響を与えるかっていうことなんですけれども、それをお聞きします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今、給食費の諮問は、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、いつまでという期限を明示しておりませんので、消費税率の改定には特に響かずに、よくご審議をいただいて、それでその後、答申をいただいてというような流れで考えております。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 7番にいきます。現在の仕組みは審議会の答申などを受けて教育委員会で決定して規則で定めるということなんですけれども、やはりとっても大事な中身ですので、審議会のご意見聞くのももちろん大事ですけれども、住民の代表として参加している我々議会にその決定権を委ねていただくということも、やはり念には念を重ねて慎重に決めていくということにつながると思いますので、大事ななと思うんですけれども。もちろん我々議員が提案して条例をつくれればできるということですから、ぜひ呼びかけもしたいと思うんですけれども。

先ほどの答弁で学校徴収金なので議会で決定する性格のものでないという答弁だったんですけれども、確認で、これは特に法的に問題があるということではおそらくないですよ。現在の仕組みがそうなっているということ。（「根拠は会計」と呼ぶ者あり）会計がね。（「会計の問題は入っていませんから」と呼ぶ者あり）

仕組みの上でのちょっと説明をいただければというふうに思います。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 学校徴収金ということで私会計ということ。給食費に関しましては、今、文部省と、当時は文部省なんですけど、文部科学省に引き継がれたいろんな資料なんかでも、学校給食法で給食費の食材料というのは保護者負担、ですから、受益者側の負担ですね。ということなので、特にそれについては公費として扱わなくてもよいということになっておりますので、私費として扱っております。

共同調理場に関しては、共同調理場の場合には、じゃあ、給食費をどこで決めるかということに関しましては、やはり教育委員会が共同調理場の全体的な責任、そういうものを負っておりますので、その中で決めていくということが妥当だろうというものが出ておりますので、それに従いまして、今、教育委員会の規則の中で給食費を決めさせていただきます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） ちょっと私のほうも研究してみたいと思います。

最後、8番なんですけれども、群馬県の自治体では幾つかで行っているという状況がわかりました。ぜひこれは検討すべきじゃないかと思うんですけれども、改めて答弁をお願いします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 先ほどもお答えさせていただきましたが、両羽村市、瑞穂町においても就学援助費が支給されております。全額実費ということで支給されておりますし、給食に関しては給食を受ける側の負担ということで、今、学校給食法の中でも規定されておりますので、公費負担という考えは今持っておりません。

以上です。

○2 番（鈴木拓也） 以上です。

○議長（近藤 浩） 以上で一般質問を終了いたします。

それでは、休憩いたします。

再開は15時20分といたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（近藤 浩） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました、認定第1号「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきましてご説明申し上げます。

平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億752万5,072円、歳出総額3億9,284万6,823円、歳入歳出差引残高1,467万8,249円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものにつきましては、両市町からの分賦金が3億9,767万1,000円で、歳入総額の97.58%を占めております。

次に、前年度繰越金は970万5,402円で、2.38%であります。

次に、歳出であります。議会費は69万5,779円で、全体の0.18%を占め、事務所費は9,560万2,871円で、全体の24.34%を占め、教育費が2億9,654万8,173円で全体の75.49%となっております。

細部につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○事務局長（江上美恵子） それでは、認定第1号、平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

第1款分賦金は、当初予算額、収入済額ともに3億9,767万1,000円で、前年度と比較して3,252万4,000円の増でございます。分賦金の負担割合の基礎となります児童・生徒数は、平成25年5月1日現在で、羽村市が4,608人、瑞穂町が2,865人で、負担割合は、羽村市が61.66%、分賦金は2億4,520万4,000円、瑞穂町が38.34%、分賦金は1億5,246万7,000円でございます。

次に、第2款の繰越金は、当初予算額は100万円、補正予算で870万5,000円を増額し、予算現額は970万5,000円で、調定額及び収入済額は970万5,402円となり、前年度と比較して471万3,250円の減額でございます。

次に、第3款の諸収入は、当初予算額は6万5,000円、調定額、収入済額は14万8,670円で、前年度と比較して17万6,365円の減額でございます。

以上、歳入合計は、当初予算額が3億9,873万6,000円、補正予算額870万5,000円、予算現額は4億744万1,000円で、調定額及び収入済額は4億752万5,072円でございます。収入済額は前年度比2,763万4,285円、7.27%の増となっております。

10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。

初めに、第1款議会費は、当初予算額は73万2,000円、支出済額は69万5,779円で、支出の構成比率は0.18%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託にかかる経費でございます。

次に、第2款事務所費は、当初予算額が1億558万6,000円、補正予算で908万3,000円を減額し、予算現額は9,650万3,000円、支出済額は9,560万2,871円で、支出の構成比率は24.33%でございます。

まず、一般管理費ですが、当初予算額は1億553万円、補正予算で908万3,000円を減額し、予算現額は9,644万7,000円、支出済額は9,554万8,464円で、執行率は99.07%でございます。なお、減額の主な理由でございますが、職員の病気による休職処分、再任用職員の配置及び給与改定によるものでございます。

主な内訳ですが、給料は、正副管理者、一般職職員11人分の給料で、支出済額が3,893万2,680円でございます。

次に、職員手当等は、休職処分、給与改定等により減となった一方で、職員の定年退職により退職手当組合特別負担金の増加したことに伴い前年度比350万676円の増でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

賃金は、休職中の職員にかわる臨時職員の賃金です。

次に、委託料ですが、支出済額が366万6,072円で、新たな委託としたしましては、職員採用試験委託料、事務用パソコンのネットワークシステム

保守委託料でございます。

ページの一番下の段でございますが、備品購入費は財務会計システム用パソコン等の買替えで、支出済額は98万9,100円でございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

監査委員費でございますが、当初予算額は5万6,000円、支出済額は5万4,407円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款教育費でございます。当初予算額は2億9,041万3,000円、補正予算で847万3,000円を増額し、予算現額は2億9,888万6,000円、支出済額は2億9,654万8,173円で、執行率は99.21%、支出の構成比率は75.49%でございます。

まず、教育総務費でございますが、当初予算額、予算現額ともに27万2,000円、支出済額は20万6,159円で、教育委員会委員報酬、会議録の作成委託料などがございます。

次に、保健体育費ですが、当初予算額が2億9,014万1,000円で、光熱水費の単価の高騰などにより補正予算で847万3,000円を増額したことにより、予算現額は2億9,861万4,000円、支出済額は2億9,634万2,014円で、前年度比1,902万3,738円の増額でございます。

学校給食費は、当初予算額は2億6,150万2,000円、補正予算で85万5,000円を増額し、予算現額は2億7,035万7,000円で、支出済額は2億6,830万7,014円でございます。

内訳ですが、報酬は、支出済額が650万9,300円で、運営審議会委員及び調理補助の嘱託員報酬でございます。次の給料及び職員手当等は、調理員14人分の給料等でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

まず、賃金でございますが、支出済額が1,628万5,900円で、調理補助の臨時職員賃金でございます。

次の需用費は、支出済額は6,622万7,996円で、食器、食缶等の給食用消耗品の買替え、光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等でございます。

次に委託料でございますが、支出済額が5,074万4,621円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料等でございます。

次の18ページ、19ページをお開きください。

使用料及び賃借料は、給食献立システム機器等の賃借料などで、支出済額は58万230円でございます。

次の備品購入費、支出済額は1,172万4,315円で、老朽化した食器消毒保管機の買替え、油ろ過機等の購入でございます。

次に、施設整備費でございますが、当初予算額は2,863万9,000円で、補正予算で38万2,000円減額し、予算現額は2,825万7,000円で、支出済額は2,803万5,000円でございます。

内訳でございますが、第一センター調理場の給水・給湯配管設備改修工事が

2, 047万5, 000円、同じく第一センターの調理場洗浄室のスポットエアコン設置工事で756万円でございます。

次の第4款公債費は、当初予算額は1万2, 000円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費でございますが、当初予算額が199万3, 000円、補正予算で931万5, 000円を増額し、予算現額を1, 130万8, 000円としましたが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は当初予算額が3億9, 873万6, 000円、補正予算で870万5, 000円を増額し、予算現額は4億744万1, 000円で、支出済額は3億9, 284万6, 823円でございます。

次の21ページをご覧ください。平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が4億752万5, 072円、歳出総額が3億9, 284万6, 823円で、歳入歳出差引額が1, 467万8, 249円、実質収支も同額でございます。

次に、22ページ、23ページをお開きください。財産に関する調書でございます。

決算年度中の、これについては増減はございませんでした。

最後になりますが、24ページをお開きください。物品関係の調書でございます。

決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより川邊監査委員による監査結果について報告願います。川邊監査委員。

○監査委員（川邊慶之助） 平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月16日午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第二学校給食センター会議室において、齋藤委員とともに並木管理者、小林会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに監査を実施いたしました。

審査にあたりましては、管理者から提出された決算書類が適法な手続により作成されているか等について確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議長（近藤 浩） 以上で、監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑がありましたら発言を許します。2番鈴木議員。

○2番(鈴木拓也) 少し分けて、何点かに分けて質問します。

○議長(近藤 浩) 全部で何点ですか。

○2番(鈴木拓也) 9、三つずつ分けて質問します。

決算書の13ページなんですけれども、一番上のところに臨時職員の賃金ってありまして、97万円支出されておりました、予算が70万円ぐらいだったと思うんです、73万円だったものですから、もしかしたら補正ということがあったかもしれません。ちょっとそこを見落としている可能性もあるんですが、このふえた経緯、要因ですね、まずそれをお尋ねします。

2点目に、決算書の17ページ、学校給食費の中の需用費なんですけれども、かなりやっぱり金額がふえてきているなっていうのがわかりました。昨年もお聞きしたんですけれども、例えば、電気料のPPSへの乗換えとか、また、省エネ対策ですとか、何かできることがあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、何か考えていらっしゃる必要があるのかどうか、2点目です。

3点目は、同じ需用費に入っています施設修繕料等、09ですね、10の備品等修繕料、特に備品等修繕料が予算比でかなり高額になっているようなんですけれども、この内容はどういうものだったかということです。

まず、その三点をお尋ねします。

○議長(近藤 浩) 江上事務局長。

○事務局長(江上美恵子) まず、1点目、13ページの臨時職員賃金でございますが、休職処分の職員が出た関係で、その関係でその補充ということで増額させていただいて、決算額はこの金額になっております。

以上です。

○議長(近藤 浩) 給食課長。

○給食課長(桶田 潔) 2点目、3点目についてお答えいたします。

需用費の増額ということでございますが、これは燃料費の特A重油の単価が10円以上上がった月が何か月かありまして、そういった燃料費の単価の上昇のためにふえた部分もございます。

今後の対策といたしましては、極力省エネというか、いろいろなところで節電を心がけて、なるべくこの推移を抑えていくように努力してまいります。

あと電気料のところ、電気につきましては、電力会社の契約の関係については、今ちょっと検討しているところでございます。

続きまして、施設修繕料、備品等修繕料についてでございますが、施設修繕料はボイラー室サービスタンク液面計等交換修繕、浄化槽のバッキブローア2号機交換修繕など全部で28回の修繕を実施しております。

続きまして、備品等修繕料でございますが、これは第一センター、第二センターの真空冷却器の修繕など47回の修繕を実施したものでございます。

以上です。

○議長(近藤 浩) 鈴木議員。

○2番(鈴木拓也) まず、臨時職員の賃金なんですけれども、これはつまり、

人がふえたということでしたか。ちょっとすみません、もう一度、よくわからなかったので内訳をよろしくお願いします。

それから、2点目はわかりました。

3点目の修繕なんですけれども、かなりの回数をやられているんだということがわかりました。今後もやっぱり、おそらく古いまだ機器が残っているということもありましょから、買替えも進めていますけれどもね、古いのも使っていますでしょうから、この修繕は予算の段階でかなりやっぱり多めにとっておかないと、結局超えちゃうということになってくるのかなというふうに思いますので、そこの考え方、ちょっとお考えをお尋ねします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） まず、1点目の臨時職員なんですけど、当初計画では週3日ということで考えていたんですが、病気休職という職員がおりましたので、同一の臨時職員を週4日間ということで延ばさせていただきました。

それから、あと修繕費のほうですが、老朽化した機械ということもあるんですが、やはり機械は、使っていますと、ハンサーの刃とか、いろんな消耗品的な部分というものを持っています。そちらのほうも摩耗したら交換するということが必要になっておりまして、やはり調理機器類に関しては金額の張るものが多くなっています。そういうものまでも含めてこの修繕費の中で補っておりますので、1年間を通しますと確かに金額的には大きいものになっておりますが、そういうところは今後も、できるだけ長く同じ機械を長寿命化というか、そういうところで長く使えますように注意しながら維持管理を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 次の項目に移らせていただきます。

決算書の19ページ、事務報告書の6ページにもありましたけれども、一番上に給食献立等システムの賃借料というふうなものが出ておりました。事務報告書を見ますと、内容と成果、事務報告書の6ページです。内容と成果ということで、データの共有化とセキュリティ強化を図ったことにより、献立作成や発注業務などが迅速かつ効率的につながったということなんですけれども、ちょっと具体的にどういう成果があったのかというのが十分にこの文章ではわからないものですから、もうちょっとかみ砕いてこのシステム導入によって、どういった以前と比べて変化があったのか、業務の上で前進があったのか、そこをお尋ねします。

それから、2点目に、同じ決算書19ページの負担金、補助金及び交付金という中で、予算の段階では栄養技術講習会負担金1万2,000円ってあったんですね。これが結果として支出されていなかったということになっていまして、その理由をお尋ねいたします。

それから、3点目、事務報告書の16ページなんですけれども、職員の健康診断というのがあるんですね。これが24年度の事務報告書の中身と随分変



わっていきまして、24年度では組合主催で一般健診、消化器健診のほかに、循環器また大腸がんの検診、それから人間ドックというのもあったんですけども、25年度の記載はそれが項目が減っているということになっていました。これは見間違えた、横にありましたね。人間ドックだけなくなっているんですね、すみませんでした。

人間ドック、組合主催ということでしたけれども、これが記載がないんですけども、これは昨年と比べるとどういふふうに変化して、その理由、そこをお尋ねいたします。

すみません、以上です。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 1点目の給食献立等システム機器賃借料でございますが、これは給食の献立をつくる時に、献立をつくるシステムということですが、まず、これは今回、25年度は半年契約で、ここでちょっと入替えをしました。その関係で金額も賃借料という形でふえてございます。半年契約で変わってシステムが改善されたということと、もう一つは、今まで保守委託をとっていたものが今度賃借料になりましたので、保守委託がなくなったということで、30万円ほど前回の保守委託がなくなっていて、こちらのほうに入ってきているところでございます。

どのような点がよくなったかということなんですが、今まで第一センターと第二センターがつながっていなかったものが、ここでつながるようになりました。そうしました結果、いろいろ中学校と小学校の給食の献立等の情報交換が進んでいるということがメリットとして挙げられます。

2点目の栄養技術講習会負担金でございますが、これ1万2,000円、平成24年度決算書には載っているんですが、当初予算には計上されて……決算では平成24年度に1万2,000円ということでしたが、今回…

○2番（鈴木拓也） 載ってます、載ってます、1万2,000円。

○給食課長（桶田 潔） これは、栄養技術講習会の負担金ということでございまして、平成25年度はなくなったというふうに、見直しで、栄養士がなくなったと。栄養士はいるんですが、講習会に参加しないということで負担金は支出しなかったということでございます。栄養士の参加希望が今回はなかったということでもあります。

3点目でございます。人間ドックについては、24年度に7人、人間ドックを受けているんですが、25年度はゼロということでした。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） まず、栄養技術講習会ですけども、例えば、講習会にしてもテーマが事前にわかりませんから、今回はさほど必要がなかったなどの理由なのか、ちょっとそこをもう一度、参加希望がなかったということよりも、やはり勉強していただくのがすごく大事なので、それをもうちょっと詳しく説明してください。

それから、3点目の人間ドックは、これはつまり定期的にある個人を、何年ごとに受けるというふうになっていて、たまたま平成25年度は当てはまる方がいなかったという理由なんでしょうか。そこのもうちょっと詳しい原因をお聞きします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

栄養技術講習会でございますが、これは業務の都合で参加できなかったということで、負担金をお支払いしなかったということでございます。

3点目の人間ドックでございますが、人間ドックにつきましては、25年度、受けた人間がなかったということでゼロでございます。互助組合というものがあまして、そちらのほうで補助を出している関係で、こちらには記載しておりません。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 事務報告書の16ページなんですけれども、公務災害が25年度は請求、認定ともに、公務災害1件、労災が1件というふうになっていきますけれども、この内容がどういうものなのかをお尋ねします。

2点目は、事務報告書の22ページになるんですけれども、前のページから続いている文章で食育の推進というところで、学校訪問なんですけれども、21ページの小学校のほうは瑞穂、羽村、両方全ての小学校の訪問をして食育の授業をやっていると数字は載っているんですけど、22ページのほうの中学校を見ると回数の記載がないんですね。これは中学校への働きかけというのはどういう中身だったのかをお尋ねいたします。

3点目に、最後なんですけれども、事務報告書24ページ、食物アレルギーの内部の検討委員会という会議の状況が載ってまして、25年度は2回と回数が少なかったんですけれども、なかなか学校との話し合いというのが簡単でないという話、聞いているんですけれども、会議もやられて状況がどこまで今進んでいるのかという点、以上をお尋ねします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） まず、1点目の公務災害ですが、平成25年度で1件、労働者災害が1件で、公務災害も労働者災害も調理中の手の切り傷とか、血豆ができたというようなものでございます。すぐに治療いたしまして、1週間程度の傷だったと思います。

これにつきましては、その後、ヒヤリ・ハットなどをみんなで検討したり、つけて検討したりということで、労働安全衛生の面からみんなで情報共有しながら、こういうことが起きないようにという会議を開催したりとかして注意喚起をしております。

2点目の学校訪問でございますが、22ページ、小学校のほうは1年生と3年生のクラスごとということなんです、中学校は、中学校5校に行っております。それで1回の訪問で1年生、相当クラスあるんですけど、給食時間に全てのクラスを訪問させていただいているということでして、5校全てでございま

す。

以上です。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 3点目にお答えいたします。

アレルギー検討委員会、2回実施しましたが、内容につきましては、卵除去食のシミュレーションを検討いたしました。その結果、実施に向けては除去への施設的な課題をまず克服しなくてはいけないということと、もう1点は、先ほど議員もおっしゃったとおり、学校との綿密な調整が必要になってくるということで、今後、検討していく予定でいます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 1点目、2点目はわかりました。

3点目のアレルギーなんですけれども、去年お聞きしたのは、車に積み込むシミュレーションをやって、そこまでは大体わかったということだったんですけれども、今年聞きましたら、何か話がちょっと戻ってきまして、卵除去のシミュレーションということで、まだここに課題があるということでしたので、施設的な課題があるということでしたので、これも今後どういうふうに対応をとっていくということになったんでしょうか。何かお金かけて施設を直すとか、新しい機器を導入するとか、そういうことができるのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

施設的にどうしても完全に別置というか、遮断できるような体制ではないということ、この場でもいろいろ検討されまして、では、どうしたらいいかということで、今後検討していくということでございます。

なお、学校給食の食物アレルギーの対応につきましては、現在では申請書を学校に配付いたしまして、その申請内容によって献立表の配付、三者面談の実施、牛乳の除去を今実施しているところでございます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 最後ですけれども、アレルギー対応で学校との調整ということで、具体的に話が教育委員会や学校との間で進んでいるのかどうか、ちょっとそこだけ最後お聞かせいただきます。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えします。

学校との調整、25年度については、これは実施できませんでした。26年度につきましても、今、アレルギー検討委員会で、今回はまだ1回開いたのみですが、その中でどのような調整が必要かということ、今、検討しているところでございます。

以上です。

- 2 番（鈴木拓也） 承知しました。
- 議長（近藤 浩） ほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。  
これより、認定第1号に対する討論を行います。  
（討論なし）
- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。認定第1号「平成25年度羽村・瑞穂地区学校給食組合  
歳入歳出決算の認定について」の件は、原案のとおり決定することにご異議あ  
りませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可  
決されました。  
ここで、川邊監査委員につきましては退席をしていただきます。  
（川邊監査委員退席）
- 議長（近藤 浩） 次に、日程第5、議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食  
組合公告式条例」の件を議題といたします。  
提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。
- 管理者（並木 心） それでは、議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食組合公  
告式条例」につきましてご説明申し上げます。  
本案は、地方自治法第16条の規定に基づき、条例で定めることとされる条  
例等の公布の手続を見直すとともに、議会の定める規則等の公表に関する準用  
規定を明確にするため、条例の全部を改正しようとするものであります。  
改正後の条例につきましては、本則6条及び付則による構成とし、第1条で  
は本条例の目的を、第2条では条例の公布について、第3条では規則に関する  
準用について、第4条では規程の公表について、第5条では、その他の組合の  
機関の定める規則及び規程の公表について、第6条では施行期日の特例につ  
いて、それぞれ規定をしております。  
なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。  
細部につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議の  
上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
以上です。
- 議長（近藤 浩） 事務局長。
- 事務局長（江上美恵子） それでは、議案第8号、羽村・瑞穂地区学校給食組  
合公告式条例の細部につきましてご説明申し上げます。  
まず、第1条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、地方自治法第  
16条の規定に基づく羽村・瑞穂地区学校給食組合の条例、規則の公布の方法、  
いわゆる公告式については、この条例の定めるところによるものです。これは、  
法第16条第4項において、条例の公布に関し、必要な事項は条例で定めな

ればならないと規定されており、同条第5項では、規則等にも準用されていることから、当組合における公布の手續等をこの条例で定めるものです。

第2条は、公布の方法について定めたもので、第1項では、条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならないとしております。

また、第2項では、条例の公布は別表に掲げる掲示場に掲示してこれを行うものとしており、羽村・瑞穂地区学校給食組合事務所前掲示場のほか、各構成市町の掲示場に掲示して行うものとしております。

第3条は、規則に関する準用について定めたもので、組合規則を公布する際は、第2条の規定を準用するものとしております。

第4条は、規程の公表について定めたもので、第1項では規則以外の管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならないものとしております。

また、第2項では、規定を公布する場合においても第2条の規定を準用し、条例や規則と同様に掲示場に掲示することを規定しております。

次の第5条は、その他規則及び規程の公表について定めたもので、第1項では、議会などの組合機関が定める規則につきましても、公表を行う際は、第2条中「管理者」を「当該機関」または「当該機関を代表する者」に読み替え、同条の規定を準用するものとしております。

また、第2項では、組合機関の定める規程を公布する場合においても、第4条の規定を準用するものと定めております。これは、議会など組合の機関が規則や規程を定めて公表する場合の手續等を、より明確にするための規定でございます。

続きまして、第6条は、施行期日の特例について定めたもので、管理者又は組合の機関がそれぞれ定める規則又は規程については、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができるものとしております。これは、法第16条第3項で、条例は特段の定めがあるものを除き公布の日から起算して10日を経過した日から施行するものとされ、同条第5項により、規則や規程にもこれを準用することとされております。

ただし、同項では、例外として法令又は条例に特段の定めがあるときはこの限りでない旨を規定していることから、この第6条の規定により規程の施行期日をそれぞれ当該規則又は規程に定めることができるようにしたものでございます。

最後に、付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項は経過措置に関する規定で、この条例施行の際、現に従前の公告式により公布、発表されている条例、規則その他の規程の施行に関しては、従前の例によるものとしております。

以上で、議案第8号、羽村・瑞穂地区学校給食組合公告式条例の細部説明とさせていただきます。以上です。

- 議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに細部説明は終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ありましたら、発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。  
これより議案第8号に対する討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第8号「羽村・瑞穂地区学校給食組合公告式条例」の件は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第9号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。
- 管理者（並木 心） それでは、議案第9号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。  
本案は、女性職員の母性健康管理の充実及び男性職員の育児参加の促進を図る必要があることから、これに対応した特別休暇制度を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。  
お手元に配付の議案第9号資料新旧対照表をお開きいただきたいと思います。  
改正の内容ですが、条例第16条第1項に規定する職員の特別休暇に、妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のため勤務することが困難な場合の「妊娠症状対応休暇」、妊娠初期において流産した女性職員が安静加療を要するため、又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復にかかる休養のため勤務することが困難な場合の「早期流産休暇」、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に育児に参加する場合の「育児参加休暇」を追加するものであります。  
なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。  
よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
以上です。
- 議長（近藤 浩） 以上で、提案理由並びに内容説明は終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑がありましたら発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。  
これより、議案第9号に対する討論を行います。  
（討論なし）

○議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第10号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第10号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の補正第1条に基づき、歳入歳出それぞれ467万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億450万8,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 続きまして、細部につきましては、お手元に配付してございます補正予算書に基づきご説明いたします。

補正予算書の6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

第2款繰越金の補正で、467万8,000円を増額し、補正後の予算額を1,467万8,000円とするものでございます。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

歳出でございます。

第2款事務所費の一般管理費は21万円の増額で、賃金について、最低賃金法の改正に伴う賃金単価の改正により5,000円を補正し、使用料及び賃借料は複写機の使用枚数の増によりまして11万2,000円の増額、備品購入費につきましては、破損いたしました冷凍冷蔵庫の買替えのため9万3,000円を増額しようとするものでございます。

第3款教育費の学校給食費は10万6,000円の増額で、高架水槽交換工事に伴う水道使用料の増加によりまして10万6,000円を増額しようとするものでございます。

第5款予備費につきましては、歳入補正する繰越金から歳出の一般管理費及び学校給食費における補正額を除いた436万2,000円を増額し、補正後の金額を636万1,000円とするものでございます。

以上で、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）の詳細説明といたします。

以上です。

- 議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに細部説明は終わりました。  
これより質疑を行います。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。  
これより、議案第10号に対する討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第10号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第11号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者（並木 心） 議案第11号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第11号資料をご覧ください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定をしております。このことから、当初予算策定時に想定いたしました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は25人の減で4,518人、瑞穂町の児童・生徒数は8人の減で2,780人、合計で7,298人で33人の減少となりました。したがって、変更後の分賦金を羽村市は2億4,130万4,000円、負担割合が61.91%、瑞穂町は1億4,846万1,000円、負担割合が38.09%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。  
これより質疑を行います。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。  
これより、議案第11号に対する討論を行います。

（討論なし）

- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。



お諮りいたします。議案第11号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時16分 閉会